事業年度の末日が平成二十六年三月三十一日から平成二十七年三月三十日までの間	不足額から最低積立基準額に〇・〇六を乗じて得た額を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）に
事業年度の末日が平成二十七年三月三十一日から平成二十八年三月三十日までの間	不足額から最低積立基準額に〇・〇四を乗じて得た額を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）に
事業年度の末日が平成二十八年三月三十一日から平成二十九年三月三十日までの間	不足額から最低積立基準額に〇・〇二を乗じて得た額を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）に

2　事業年度の末日が平成三十二年三月三十日までの間、第五十九条の規定にかかわらず、当該事業年度の末日における積立比率（第五十八条第一号に定める積立比率をいう。以下この項において同じ。）が次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の中欄に掲げる率以上であって、かつ、当該事業年度の前三事業年度の末日における積立比率が同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率以上である事業年度が二以上ある場合にあっては、第五十九条第一項の当該上回る額を拠出しないものとすることができる。

事業年度の末日が平成二十五年三月三十日までの間	〇・八〇	〇・九〇
事業年度の末日が平成二十五年三月三十一日から平成二十六年三月三十日までの間	〇・八二	〇・九二
事業年度の末日が平成二十六年三月三十一日から平成二十七年三月三十日までの間	〇・八四	〇・九四
事業年度の末日が平成二十七年三月三十一日から平成二十八年三月三十日までの間	〇・八六	〇・九六
事業年度の末日が平成二十八年三月三十一日から平成二十九年三月三十日までの間	〇・八八	〇・九八
事業年度の末日が平成二十九年三月三十一日以降	〇・九〇	一・〇〇

附則第七条第三項中「第二十四条」を「第二十四条の三」に改める。

附則第十条の二中「第一号」を削る。

附則第十四条中「平成二十二年」を「平成二十四年」に、「平成二十四年」を「平成二十五年」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、規約において、法第五十七条を満たすために必要な平成二十五年四月一日以降の掛金の額を定めなければならない。

附則第十五条中「平成二十二年」を「平成二十四年」に、「平成二十四年」を「平成二十五年」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行し、確定給付企業年金法施行規則第五十八条、第六十三条及び附則第二条の改正規定並びに附則第四条は、事業年度の末日が平成二十四年四月一日以後の決算から適用する。

（検討）

第二条　厚生労働大臣は、この省令の施行後一年を経過した場合において、この省令による改正後の規定の施行の状況、確定給付企業年金制度を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、附則第四条及びこの省令による改正後の確定給付企業年金法施行規則（以下「新規則」という。）附則第二条の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（代表事業主による申請手続きに係る経過措置）

第三条　二以上の実施予定事業所の（新規則第四条第一項第五号に規定する実施予定事業所をいう。）又は実施事業所（新規則第五条第一号に規定する実施事業所をいう。）事業主が一の確定給付企業年金を実施しようとする場合にあっては、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、新規則第四条第四項及び第八条第二項（新規則第九条第二項、第九十一条第二項、第九十四条第七項、第九十五条第六項、第九十六条第五項、第九十七条第二項、第百二十三条第七項、第百二十四条第六項、第百二十五条の二第七項及び第百二十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しないことができる。

（回復計画に係る経過措置）

第四条　事業年度の末日が平成三十年三月三十日までの間の各事業年度の決算における法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、新規則第五十八条の規定にかかわらず、当該事業年度の翌々事業年度の初日から起算して七年以内の事業年度の末日における積立比率（同条第一号に定める積立比率をいう。）が一・〇以上となるために必要な毎事業年度の掛金の額の見込額として次に定めるところにより計算した額のうち、当該事業年度の翌事業年度に係る額又は同条第二号の額のいずれか小さい額とすることができる。

一　当該事業年度の翌々事業年度以後の積立金の額の見込額の計算に用いる運用利回りは、当該事業年度の末日における最低積立基準額（確定給付企業年金法第六十条第三項に規定する最低積立基準額をいう。以下同じ。）の算定に用いる予定利率、当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率及び当該事業年度を含む直近五事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均のうち最も高い率を上回らないこと。

二　最低積立基準額の見込額の算定に用いる予定利率は、当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率と当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率のうち最も高い率を上回らないこと。

三　当該毎事業年度の掛金の額の見込額は、直近五事業年度における加入者数の実績を用いて、平準的に定められるもの又は前事業年度における掛金の水準の伸びを上回らないように定められるものであること。

2　事業年度の末日が平成二十九年三月三十日までの間の各事業年度の決算における前項の規定の適用については、同項中「一・〇」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率に読み替えるものとする。

事業年度の末日が平成二十五年三月三十日までの間	〇・九〇
事業年度の末日が平成二十五年三月三十一日から平成二十六年三月三十日までの間	〇・九二
事業年度の末日が平成二十六年三月三十一日から平成二十七年三月三十日までの間	〇・九四
事業年度の末日が平成二十七年三月三十一日から平成二十八年三月三十日までの間	〇・九六
事業年度の末日が平成二十八年三月三十一日から平成二十九年三月三十日までの間	〇・九八